

学校感染症による出席停止の手順について

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされています。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18・19条）に規定されております（裏面参照）。

医師により裏面記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



